



島根県報

令和5年9月22日（金）
第450号
（毎週火・金曜日発行）
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

林業種苗法施行細則の一部を改正する規則 (森 林 整 備 課) 2

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (高 齢 者 福 祉 課) 2

保安林予定森林（3件） (森 林 整 備 課) 2

保安林の指定施業要件の変更 (") 4

森林法第189条の規定による告示及び掲示（5件） (") 4

【公 告】

公共測量の実施（2件） (技 術 管 理 課) 7

【病院局規程】

島根県病院局財務規程の一部改正 8

【正 誤】

令和5年9月5日付け島根県報第445号中 (森 林 整 備 課) 10

公布された条例等のあらまし

◇林業種苗法施行細則の一部を改正する規則（規則第55号）

1 規則の概要

すぎ、ひのき、あかまつ及びくるまつの種子採取実施時期の改正（第4条関係）

改正前	改正後
毎年10月1日以降	毎年9月20日以降

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

林業種苗法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月22日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第55号

林業種苗法施行細則の一部を改正する規則

林業種苗法施行細則（昭和45年島根県規則第73号）の一部を次のように改正する。

第4条中「10月1日」を「9月20日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第635号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

令和5年9月22日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社ソウケン	訪問看護	訪問看護 ハレルヤ	益田市乙吉町イ334番地 2	令和5年10月1日
	介護予防訪問看護			

島根県告示第636号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年9月22日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡津和野町山下606、1170、1552から1554まで

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第637号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年9月22日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡津和野町枕瀬890、891、893、894、903、907

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

枕瀬893・894・903（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第638号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年9月22日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡吉賀町幸地1578、1579、1600

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

幸地1578・1600（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第639号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和5年9月22日

島根県知事 丸 山 達 也

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

雲南市吉田町吉田字杉戸3862-2、3863-2、3864-3から3864-6まで

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第640号

令和5年島根県告示第77号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を大田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和5年9月22日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不 明 だ け ず の 通 知 の 相 手 方
-----------------	-------------------------

大田市川合町吉永替地田1931-4	岡田 勉
-------------------	------

島根県告示第641号

令和5年島根県告示第84号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を大田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和5年9月22日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
大田市川合町川合長田1408-1から1408-3まで、4277-1	三浦 茂富
大田市川合町川合乙原1899	丸 清左衛門
大田市川合町川合程原2028-3	小倉 繁市
大田市川合町川合野田3904-4、3908-2、3909-2、3910-2、3911-2から3911-5まで	青木 忠次郎 太田 弘 川北 養作 木田 正雄 島田 庄吉 新光 勝 杉原 東作 杉原 頼倫 杉本 源一郎 竹本 長市 藤後 良智 那須 善吉 那須 仙次郎 波多野 養次郎 林 浅次郎 林 重作 細貝 猪吉 細貝 一老 細貝 半蔵 細貝 勇之助 松尾 八十一 松本 善雄 三浦 佐吉 三浦 精太郎 右田 廣一 右田 廣吉 右田 米作

	山内 英作 山内 格太郎 山内 作七 山内 時親 山内 弥七 山内 義明
大田市川合町川合野田3918-2	吾郷 寛 嵐 休吉 石原 武一 石原 勇之助 伊吹 栄 上野 重政 小川 貞本 尾村 嘉太郎 梶谷 正道 通山 忠義 中田 與市 松永 貫二 松本 勘一郎 松本 善之助 森脇 徳次郎
大田市川合町川合野田3927-2	那須 助太郎
大田市川合町川合高松地4111-2	和田 義成
大田市川合町川合乙原4348-3	安田 藤三
大田市川合町川合程原4530-4	小倉 静義

島根県告示第642号

令和5年島根県告示第204号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を大田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和5年9月22日

島根県知事 丸山達也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方
大田市朝山町朝倉東山谷667-2、1808-1、1818-1、1828-1	森山 正男
大田市朝山町朝倉東山谷669-4	岩谷 勘次郎
大田市朝山町朝倉竹原1605-3	森山 繁義
大田市朝山町松尾1731-2、土橋1736-2、1738-2、西山谷1753-3、1761-2、1767-1、1831-5、東山谷1831-6	岩谷 修次
大田市朝山町朝倉大山1747-16、西山谷1753-13、1754-2、東	岩谷 禎二郎

山谷1825-1、186-1、1826-4	
大田市朝山町朝倉西山谷1754-4	岩谷 久太郎
大田市朝山町朝倉城蓮1854-2	大谷 栄幸
大田市朝山町朝倉後廻1951-2	島林 政太郎
大田市朝山町朝倉後迫1982-2、1984-2	森山 友吉

島根県告示第643号

令和5年島根県告示第552号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を隠岐の島町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和5年9月22日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
隠岐郡隠岐の島町苗代田深山650-1、650-2、650-3	永海 稔

島根県告示第644号

令和5年島根県告示第563号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を隠岐の島町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和5年9月22日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
隠岐郡隠岐の島町南方安川1011-2	室井 正江

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について飯南町長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年9月22日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和5年7月27日から令和6年3月31日まで

3 作業地域

飯石郡飯南町八神地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年9月22日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和5年9月11日から令和6年2月23日まで

3 作業地域

隠岐郡海士町海土地内

島 根 県 病 院 局 管 理 規 程

島根県病院局管理規程第8号

島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

令和5年9月22日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

様式第38号を次のように改める。

様式第38号 (第15条、第21条関係)

納入通知書兼領収書

第 号	年度	病院事業会計
(款)	(項)	
(目)	(節)	
納 入	(住所)	様
金 額	10%対象 内 税	円 円 円
納付目的	納 期 限 年 月 日 納付場所 出納取扱金融機関 上記のとおり納付してください。 島根県立中央病院病院長 (島根県立こころの医療センター 病院長) 氏 名 <input type="text"/> 印 登録番号：T1800020001581	
	領 収 印	

(納入義務者保管)

通 知 書

第 号	年度	病院事業会計
(款)	(項)	
(目)	(節)	
納 入	(住所)	様
金 額	10%対象 内 税	円 円 円
納付目的	上記のとおり領収されるよう通知します。 年 月 日 出納取扱金融機関 様 島根県立中央病院企業出納員 (島根県立こころの医療センター 企業出納員) 氏 名 <input type="text"/> 印 登録番号：T1800020001581	
	領 収 印	

(出納取扱金融機関保管)

収 納 済 通 知 書

第 号	年度	病院事業会計
(款)	(項)	
(目)	(節)	
納 入	(住所)	様
金 額	10%対象 内 税	円 円 円
納付目的	上記のとおり領収しましたから通知します。 年 月 日 島根県立中央病院企業出納員 様 (島根県立こころの医療センター 企業出納員 様) 出納取扱金融機関 登録番号：T1800020001581	
	領 収 印	

(企業出納員保管)

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

正 誤

令和5年9月5日付け島根県報第445号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
2	下から4	1294-1	1294-1、1335-1